

乙部町小型風力発電施設の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乙部町において50kw未満の小型風力発電施設及び施設設置に伴う送電線等の付帯設備（以下「小型風力発電施設等」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、町民の安全と安心及び良好な生活環境、自然環境、景観の保全を行うことを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、乙部町における小型風力発電施設等の新設、増設又は改修をする場合とする。

(対象地域)

第3条 この要綱の対象地域は、乙部町全域とする。ただし、小型風力発電施設等の設置場所が本町行政区域内に属さない場合であっても、第4条に規定する距離が確保できない場合又は第5条から第11条に規定する影響等が想定される場合は、本要綱を適用する。

(設置場所)

第4条 小型風力発電施設等を設置しようとする者（以下「事業者」という。）は、20kW未満の小型風力発電施設等を設置する場合は、住宅等（学校、保育所、病院、福祉施設等住民が利用する施設を含む。以下「住宅等」という。）から300m以上の距離を確保しなければならない。ただし、住宅等から200m以上離れている場合で、地権者及び周辺居住者等の承諾を得られたときはこの限りではない。

2 事業者は、20kW以上50kw未満の小型風力発電施設等を設置する場合は、住宅等から500m以上の距離を確保しなければならない。

3 事業者は、小型風力発電施設等の設置する場合は、道路から当該小型風力発電施設等の最大の高さに相当する距離以上離れた場所に設置しなければならない。

4 前項に規定する道路とは、国道、道道、町道、農道及び林道をいう。

(騒音)

第5条 設置しようとする小型風力発電施設等に最も近い住宅等において、当該小型風力発電施設等から発生する騒音は、昼間の場合は55dB以下、夜間の場合は45dB以下としなければならない。

2 前項の規定に関わらず、一過性の特定できる騒音を除いた騒音が30dBを下回る区域では、小型風力発電施設等に最も近い住宅等において、当該小型風力発電施設等から発生する騒音は35dB以下としなければならない。

3 騒音による障害又は苦情が発生したときは、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を町に報告しなければならない。

(低周波音)

第6条 設置しようとする小型風力発電施設等に最も近い住宅等において、当該小型風力発電施設等から発生する低周波音は、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

2 低周波音による障害又は苦情が発生したときは、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を町に報告しなければならない。

(日陰)

第7条 事業者は、小型風力発電施設等の稼働により、風車の羽根の回転に伴って、地上に明暗が生じる現象を含めた日陰の影響が発生しないよう十分配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(電波障害)

第8条 事業者は、小型風力発電施設等の稼働により、テレビの受信状況、防災行政無線等に影響が発生しないよう十分配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(動植物に与える影響)

第9条 事業者は、小型風力発電施設等の設置によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(景観)

第10条 事業者は、小型風力発電施設等の設置に当たっては、地域の自然及び歴史的環境と調和し、良好な景観形成に努めなければならない。

2 事業者は、小型風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるよう配慮しなければならない。

3 事業者は、小型風力発電施設等を設置することにより、良好な景観又は風致を著しく阻害することのないよう十分配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、小型風力発電施設等及びその周辺に広告物等を表示する場合は、良好な景観又は風致を著しく阻害する事のないよう、管理上必要とされる最小限のもののみを表示するものとする。

(光害)

第11条 事業者は、小型風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響が発生しないよう十分配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(その他の遵守事項)

第12条 事業者は、小型風力発電施設等の設置にあたっては、次に掲げる事項について遵守するものとする。

(1) 事業区域の近隣の住民、土地及び家屋の所有者または使用者、事業区域に関係する自治会又は町内会（以下「関係地域住民」という。）との協調を保つこと。

(2) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止策を講じること。

(3) 災害防止の為、事業区域境界線から十分な保安距離を設け、必要に応じて緩衝地帯を設置する事。

(4) 事業区域内の環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分配慮すること。

(5) 法令上問題がない地域でも、災害の発生が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(事業の説明)

第13条 事業者は、小型風力発電施設等の設置計画について、町に対し、事前に事業説明するものとする。

(住民説明会等の実施)

第14条 事業者は、小型風力発電施設等を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、関係地域住民に対して、説明会その他の適切な方法（以下「説明会等」という。）により事業内容を周知するものとし、説明会等の開催について事前に町に情報提供するものとする。

2 事業者は、説明会等において、関係地域住民から出された要望及び意見に対しては、丁寧かつ誠意をもって対応するものとする。

3 事業者は、住民説明会等の概要及び関係地域住民から出された要望及び意見について、町長に報告するものとする。

4 事業者は、前項の報告後において必要がある場合は、再度説明会等を開催するなど関係地域住民に理解が得られるよう努めるものとし、説明会等を開催した場合は、前項の規定に準じて報告するものとする。

5 事業者は、関係地域住民の要望及び意見について、その関係地域住民との間で当該要項事項等に係る双方の同意事項を書面で締結することが望ましい。

(法規制等に係る協議)

第15条 事業者は、小型風力発電施設等を設置に係る法規制等について、町の所管課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行う者とする。

(専門家等からの意見聴取)

第16条 町は、生活環境、自然環境及び景観等の保全の観点から、必要に応じて専門家等に意見を聴取することができるものとする。

(設置に関する届出)

第17条 事業者は、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行う前に、町に小型風力発電施設等の設置に関する届出書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて提出するものとする。ただし、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請が済んでいるときは速やかに届出書を提出するものとする。

(1) 事業計画の概要（事業内容、事業実施体制、保守点検及び維持管理体制）及び資金計画等

(2) 事業予定地の位置図（風車位置及び周辺住宅等からの距離を示したもの）

(3) 国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（予定）の写し

(4) 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書の写し

(5) 電力会社との接続契約の写し又は接続の確認ができる資料等の写し

(6) 関係住民等への事業説明を行ったときは、その内容を示す議事録

2 届出書の提出後において、届出内容に変更が生じたときは、小型風力発電施設等の設置変更（中止）届出書（別記様式第2号）に変更又は中止の内容がわかる書類及び前項各号に掲げる書類のうち、変更があった書類を添えて町に提出するものとする。

(設置の完了報告)

第18条 事業者は、小型風力発電施設等の設置を完了したときは、小型風力発電施設等の設置完了報告書(別記様式第3号)を速やかに町に提出するものとする。

(設置後の維持管理等)

第19条 事業者は、小型風力発電施設等の運用にあたっては、関係法令等を遵守し、安全性の確保を十分に図るとともに、適切な情報提供に努めなければならない。

2 小型風力発電施設等については、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとし、破損又は事故等が発生したときは、速やかに事故等報告書(別記様式第4号)を町に提出するものとする。

3 事業者は、小型風力発電施設等による騒音、電波等の障害が発生したときは、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、事故等報告書(別記様式第4号)を町に提出するものとする。

(施設等の廃止又は譲渡)

第20条 事業者は、小型風力発電施設等を廃止し又は譲渡するときは、小型風力発電施設等廃止(譲渡)報告書(別記様式第5号)を町に提出するものとする。なお、廃止したときは、撤去までの期間、風車の倒壊等による周辺への危険がないよう適切に管理するとともに速やかに小型風力発電施設等を撤去するものとする。

2 事業者は、設備又は保守点検体制等の変更が生じたときは、速やかに町に対して小型風力発電施設変更届出書(別記様式第6号)の関係書類を添えて提出するものとする。

(その他)

第21条 事業者は、小型風力発電施設等に関して、関係地域住民等から苦情等の申し出があったときは、その内容を町に報告するとともに、誠意を持って対応するものとする。

(事業者の公表)

第22条 町は、本ガイドラインを遵守しない事業者については、事業者名、事業概要等を公表することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第17条第1項関係）

（表）

年 月 日

小型風力発電施設等の設置に関する届出書

乙部町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者名） 印
電話番号

下記のとおり小型風力発電施設等の設置を計画したので、関係書類を添えて届出します。

事業主体	
事業実施場所	
事業関係土地状況	別紙のとおり
事業規模	k W × 基 k W × 基
工事スケジュール	(工事着工予定) 年 月 日から (工事完了予定) 年 月 日まで
発電事業予定期間	(運転開始予定) 年 月 日から (運転終了予定) 年 月 日まで
連絡先	担当者 所 属 氏 名 電話番号
関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要（事業内容、事業実施体制、保守点検及び維持管理体制）及び資金計画等 <input type="checkbox"/> 事業予定地の位置図（風車位置及び周辺住宅等からの距離を示したもの） <input type="checkbox"/> 国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（予定）の写し <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書の写し <input type="checkbox"/> 電力会社との接続契約の写し又は接続の確認ができる資料等の写し <input type="checkbox"/> 関係住民等への事業説明を行ったときは、その内容を示す議事録 <input type="checkbox"/> その他参考となる資料

(裏)

別紙

事業関係土地調書 (□当初届出・□変更・□中止)

所在・地番	地目	面積				現所有者
		自己所有地	売買予定	借地	権利設定	

設置にあたっての基準

項目	該当の有無	措置の内容
住宅等からの距離		
道路からの距離		
騒音		
低周波音		
日陰		
電波障害		
動植物に与える影響		
景観		
光害		
その他		

別記様式第2号（第17条第2項関係）

（表）

年 月 日

小型風力発電施設等の設置変更（中止）届出書

乙部町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者名） 印
電話番号

年 月 日付で届出した小型風力発電施設等の設置について、設置の変更（中止）をしたいので、関係書類を添えて届出します。

事業主体			
事業実施場所			
事業関係土地状況	別紙のとおり		
変更内容	届出		変更後
事業規模	kW × 基 kW × 基		kW × 基 kW × 基
工事スケジュール	(着工) 年 月 日から (完了) 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで
発電事業予定期間	(開始) 年 月 日から (終了) 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者 所 属 氏 名 電話番号		
変更（中止）の概要			
関係書類	<input type="checkbox"/> 国への再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書の写し <input type="checkbox"/> 変更（中止）内容がわかる書類		

(裏)

別紙

事業関係土地調書 (当初届出・変更・中止)

所在・地番	地目	面積				現所有者
		自己所有地	売買予定	借地	権利設定	

設置にあたっての基準

項目	該当の有無	措置の内容
住宅等からの距離		
道路からの距離		
騒音		
低周波音		
日陰		
電波障害		
動植物に与える影響		
景観		
光害		
その他		

（表）

年 月 日

小型風力発電施設等の設置完了報告書

乙部町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者名） 印
電話番号

年 月 日付けで届出した小型風力発電施設等の設置について、設置を完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業主体	
事業実施場所	
事業関係土地状況	別紙のとおり
事業規模	k W × 基 k W × 基
工事スケジュール	(工事着工) 年 月 日から (工事完了) 年 月 日まで
発電事業予定期間	(運転開始) 年 月 日から (運転終了) 年 月 日まで
連絡先	担当者 所 属 氏 名 電話番号
関係書類	<input type="checkbox"/> 施設等設置配置図 <input type="checkbox"/> 設置完了写真 <input type="checkbox"/> 国からの事業計画認定通知書の写し <input type="checkbox"/> 維持管理に関する資料等 <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制 <input type="checkbox"/> その他参考となる資料

(裏)

別紙

事業関係土地調書 (当初届出・変更・中止)

所在・地番	地目	面積				現所有者
		自己所有地	売買予定	借地	権利設定	

設置にあたっての基準

項目	該当の有無	措置の内容
住宅等からの距離		
道路からの距離		
騒音		
低周波音		
日陰		
電波障害		
動植物に与える影響		
景観		
光害		
その他		

事故等報告書

乙部町長 様

住 所（法人は所在地）

氏 名（法人は名称及び代表者名） 印

電話番号

小型風力発電施設等の事故等について、下記のとおり報告します。

発 生 日 時		
発 生 場 所		
事 故 等 の 状 況		
被 害 者 住 所 氏 名		
事 故 の 原 因		
事 故 等 対 応 者	担当者 所 属 氏 名 電話番号	
事 故 等 対 応 状 況	対応日時	対応内容

（表）

年 月 日

小型風力発電施設等廃止（譲渡）報告書

乙部町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者名） 印
電話番号

年 月 日付けで設置完了報告した小型風力発電施設等について、下記のとおり廃止（譲渡）したので、関係書類を添えて報告します。

事業主体	
事業実施場所	
事業関係土地状況	別紙のとおり
事業規模	k W × 基 k W × 基
廃止（譲渡）年月日	年 月 日
施設等撤去年月日	年 月 日
譲渡先名称等	住 所（法人は所在地） 氏 名（法人は名称及び代表者名） 電話番号
譲渡後の発電事業期間	（運転開始） 年 月 日から （運転終了） 年 月 日まで
連絡先	担当者 所 属 氏 名 電話番号
関係書類	<p>【撤去】</p> <p><input type="checkbox"/>撤去前及び撤去後の写真</p> <p><input type="checkbox"/>撤去に関する関係資料</p> <p><input type="checkbox"/>その他参考となる資料</p> <p>【譲渡】</p> <p><input type="checkbox"/>譲渡に関する関係資料</p> <p><input type="checkbox"/>事業計画（事業実施体制、保守点検及び維持管理体制、緊急時の連絡先</p> <p><input type="checkbox"/>その他参考となる資料</p>

(裏)

別紙

事業関係土地調書

所在・地番	地目	面積				現所有者
		自己所有地	売買予定	借地	権利設定	

設置にあたっての基準

項目	該当の有無		措置の内容
住宅等からの距離	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
道路からの距離	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
騒音	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
低周波音	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
日陰	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
電波障害	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
動植物に与える影響	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
景観	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
光害	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
その他	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

年 月 日

乙部町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者名） 印
電話番号

小型風力発電施設変更届出書

年 月 日付けで届出した小型風力発電施設の設備等について変更したので、
関係書類を添えて届出します。

事業実施場所		
設備の識別番号		
変更内容	変更前	変更後
設 備		
保 守 業 者	事業者名： 住 所： 電 話：	事業者名： 住 所： 電 話：
関 係 書 類	<input type="checkbox"/> 国への再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書の写し <input type="checkbox"/> 変更内容がわかる書類	